

## 競争参加者の資格に関する公示

帯広（６）倉庫新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和６年12月17日

分任支出負担行為担当官

帯広防衛支局長 三浦 仁志

（公 印 省 略）

- 1 工 事 名 帯広（６）倉庫新設建築その他工事
- 2 工事場所 北海道帯広市
- 3 工事概要 本工事は、以下の建築工事及び付帯機械設備工事を行うものである。  
【陸上自衛隊帯広駐屯地】  
・倉庫新設に伴う建築工事及び付帯機械設備工事  
次の工事は後工事とする。  
建築工事  
防水、屋根及びとい、金属(一部)、左官(一部)、建具、塗装、内外装(一部)、犬走り、ホワイトボード、室名札等
- 4 工期 令和８年11月30日まで
- 5 競争参加資格審査申請書の交付
  - (1) 交付期間 令和６年12月17日から令和７年３月３日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。なお、最終日は正午まで。
  - (2) 交付場所 〒080-0016 北海道帯広市西６条南７丁目３番地 帯広地方合同庁舎  
帯広防衛支局 総務課 契約係又は契約審査係  
TEL ０１５５－２２－１１７５  
FAX ０１５５－２３－８４８２
  - (3) そ の 他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出
  - (1) 提出期間 令和６年12月17日から令和７年１月20日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。なお、最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和7年1月20日以降も当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該工事に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所 上記5(2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（以下「公告」という。）（令和6年12月17日付分任支出負担行為担当官帯広防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 7 特定建設工事共同企業体としての資格

### (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、帯広防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,000点以上であること。

また代表者以外の構成員は990点以上「Aランク」であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、帯広防衛支局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

建築設計：株式会社宮建築設計

機械設計：株式会社北日本技術コンサル

### (2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成21年4月1日から公示日までに完成・引渡しが完了した国内における建設工事の実績のうち、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

- (5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成21年度以降入札公告日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）

- ① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における建設工事の実績のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積3,000㎡／棟以上の新設又は改修建築工事を施工した実績。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- ② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積3,000㎡／棟以上の新設又は改修建築工事を施工した実績。

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、代表者以外の構成員は、平成21年度以降入札公告日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）

- ① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における建設工事の実績のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積1,000㎡／棟以上の新設又は改修建築工事を施工した実績。

- ② 防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積1,000㎡／棟以上の新設又は改修建築工事を施工した実績。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

イ 建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

- (3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

- (4) 代表者の要件

代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

#### 9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

#### 10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

#### 11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「帯広（6）倉庫新設建築その他工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。